

令和6年7月29日

(仮称) 東通白糠風力発電事業環境影響評価方法書に対する  
環境の保全の見地からの知事意見

1. 総論

(1) 事業計画の検討及び見直し

本方法書に対する環境の保全の見地からの意見を踏まえ、環境影響評価項目ごとに適切に環境影響評価を行った上で、環境影響を回避又は極力低減するよう風力発電設備の配置や仕様等を決定すること。

風力発電設備の配置等の決定に当たっては、事業性よりも環境影響の回避又は低減を優先的に検討し、その検討過程を準備書以降の図書に記載すること。

事業実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(2) 環境保全措置

環境影響評価項目ごとに適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置を検討すること。

(3) 累積的な影響

対象事業実施区域及びその周辺には、他事業者による既存及び計画中的風力発電事業が多数存在することから、他事業の情報を十分に収集した上で、本事業との累積的な影響について適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。

(4) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、関係市町村及び地域住民等の意見を踏まえること。

また、対象事業実施区域及びその周辺における関係法令等による規制状況を踏まえて、関係機関等との調整を十分に行い、準備書以降の環境影響評価手続を実施するとともに、環境影響評価法で開催が義務付けられている説明会を活用するなどし、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明や意見交換を行うこと。

## 2. 各論

### (1) 騒音及び風車の影

対象事業実施区域周辺には、住居等が存在しており、施設の稼働に伴う騒音（超低周波音を含む）及び風車の影が生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。

### (2) 水環境

ア 対象事業実施区域及びその周辺には、大平滝浄水場の水源となっている小老部川や内水面漁業権が設定された河川が存在しており、工事の実施に伴い土砂や濁水が流出した場合には、これらの河川の水質（水の濁り）に影響を及ぼすおそれがあることから、適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。

なお、近年増加している局所的な降雨の状況を踏まえた予測及び評価を行うため、気象の状況に係る資料調査では、過去10年間の気象観測データの収集等を行うこと。

イ 水質（水の濁り）の調査について、工事の実施による大平滝浄水場への影響を把握するため、当該浄水場の上流側にも調査地点を追加すること。

### (3) 動物

ア 対象事業実施区域及びその周辺は、ガン類、ハクチョウ類等の渡り鳥の移動経路となっており、施設の稼働により、これらの鳥類にバードストライク等の影響を及ぼすおそれがあることから、地元の複数の専門家から生態特性を聴取した上で、適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。

イ 渡り鳥の調査について、ガンカモ類の渡りは2月中頃に短期間に集中して行われることが多く、また、夜間の大規模渡りの時期は、越冬地や中継地の融雪状況により変動することから、これらの状況を把握した上で、適切な調査時期及び期間を設定すること。

また、対象事業実施区域周辺は、夜間の渡りルートとなっていることから、夜間の渡りの状況を適切に把握するため、レーダー調査を追加すること。

### (4) 植物

対象事業実施区域には、自然度の高いヒノキスナロ群落やブナーミズナラ群落等の植生が存在しており、事業実施に伴う土地の改変等により、これらの植生に重

大な影響を及ぼすおそれがあることから、同区域からこれらの植生エリアを除外すること。

#### (5) 景観

ア 対象事業実施区域周辺には、東通原子力発電所 PR 施設トントウビレッジや青森県景観条例に基づく「ふるさと眺望点」である物見崎等の主要な眺望点が存在しており、風力発電設備の設置により、これらの眺望点からの眺望景観に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、現地調査により主要な眺望点からの眺望の特性等を把握した上で、フォトモンタージュ等を作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行うこと。

イ 景観の調査について、風力発電設備の視認性は樹木の繁茂状況により変化することから、樹木の繁茂期及び落葉期を調査時期に設定すること。

#### (6) その他

ア 対象事業実施区域は、その大部分が水源かん養保安林となっており、事業実施に伴う樹木の伐採や土地の改変等により、保安林の機能低下を招くおそれがあることから、同区域から保安林を除外すること。

イ 風力発電設備の設置及び道路の拡幅工事等により生じる廃棄物や残土について、その発生量や処分の計画、盛土量等を明らかにし、周辺環境に及ぼす影響を予測及び評価すること。